別表六(十一)付表一一の表中

他の通算法人の税額控除割合が30％である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「20の計」)－(別表六(十二)「４」)	を	他の通算法人の税額控除割合が30％である試験研究に係る控除対象特別試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「21の計」)－(別表六(十二)「４」)
各通算法人の税額控除割合が30％である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額 (3)＋(別表六(十二)「４」)		各通算法人の税額控除割合が30％である試験研究に係る控除対象特別試験研究費の額の合計額 (3)＋(別表六(十二)「４」)
他の通算法人の税額控除割合が25％である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「21の計」)－(別表六(十二)「５」)		他の通算法人の税額控除割合が25％である試験研究に係る控除対象特別試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「22の計」)－(別表六(十二)「５」)
各通算法人の税額控除割合が25％である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額 (5)＋(別表六(十二)「５」)		各通算法人の税額控除割合が25％である試験研究に係る控除対象特別試験研究費の額の合計額 (5)＋(別表六(十二)「５」)

に、「他の通算法人の調整前法人税額の合計額
(別表十八(二)「22の計」)－(別表六(十二)「７」)」を「他の通算法人の調整前法人税額の合計額
(別表十八(二)「23の計」)－(別表六(十二)「７」)」に、「法人税額基準額
((9)＋(別表六(十三)「18」))×10/100」を「法人税額基準額
((9)＋(別表六(十三)「23」))×10/100」に改め、同表の記載要領第一号を次のように改める。

1　この表は、租税特別措置法第42条の４の２第２項（特別試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）において準用する同法第42条の４第８項第３号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第12号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和８年旧措置法」という。）第42条の４第18項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）において準用する同条第８項第３号の通算法人が次に掲げる場合に該当する場合に記載すること。

(1)　租税特別措置法第42条の４の２第２項において準用する同法第42条の４第８項第２号に規定する適用対象事業年度において同法第42条の４の２第１項の規定の適用を受ける場合（同条第２項において準用する同法第42条の４第８項第３号イの他の通算法人が同法第42条の４の２第２項において準用する同法第42条の４第８項第２号に規定する他の事業年度において同法第42条の４の２第１項の規定の適用を受ける場合を含む。）

(2)　令和８年旧措置法第42条の４第18項において準用する同条第８項第２号に規定する適用対象事業年度において同条第７項の規定の適用を受ける場合（同条第18項において準用する同条第８項第３号イの他の通算法人が同条第18項において準用する同条第８項第２号に規定する他の事業年度において同条第７項の規定の適用を受ける場合を含む。）

別表六(十一)付表一一の記載要領第一一号(1)中「「他の通算法人の差引対象特別試験研究費の額の合計額
(別表十八(二)「19の計」)－(別表六(十二)「３」)　(1)」」を「「他の通算法人の差引控除対象特別試験研究費の額の合計額
(別表十八(二)「20の計」)－(別表六(十二)「３」)　(1)」」に改め、同号(2)中「「他の特別通算法人の税額控除割合が30％である試験研究に係る試験研究費の額の合計額
(別表十八(二)「20の計」)－(別表六(十二)「４」)　(3)」」を「「他の通算法人の税額控除割合が30％である試験研究に係る控除対象特別試験研究費の額の合計額
(別表十八(二)「21の計」)－(別表六(十二)「４」)　(3)」」に改め、同号(3)中「「他の通算法人の税額控除割合が25％である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額
(別表十八(二)「21の計」)－(別表六(十二)「５」)　(5)」」を「「他の通算法人の税額控除割合が25％である試験研究に係る控除対象特別試験研究費の額の合計額
(別表十八(二)「22の計」)－(別表六(十二)「５」)　(5)」」に改め、同号(4)中「「他の通算法人の調整前法人税額の合計額
(別表十八(二)「22の計」)－(別表六(十二)「７」)　(8)」」を「「他の通算法人の調整前法人税額の合計額
(別表十八(二)「23の計」)－(別表六(十二)「７」)　(8)」」に改め、同第一一号中「租税特別措置法」の次に「第42条の４の２第２項において準用する同法第42条の４第８項第７号又は令和８年旧措置法」を加え、同第五号後段を削り、同第六号(2)中「租税特別措置法」の次に「第42条の４の２第２項において準用する同法第42条の４第８項第６号又は令和８年旧措置法」を加える。

別表六(十二)の表を次のように改める。